

令和4年第3回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年3月8日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 教育行政執行方針

○出席議員（11名）

1 番 金 木 直 文 君	2 番 磯 野 直 君
3 番 平 山 美知子 君	4 番 阿 部 和 也 君
5 番 工 藤 正 幸 君	6 番 船 本 秀 雄 君
7 番 小 寺 光 一 君	8 番 逢 坂 照 雄 君
9 番 舟 見 俊 明 君	10 番 村 田 定 人 君
11 番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	入 江 雄 治 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 長	大 平 良 治 君
財 務 課 主 幹	熊 谷 裕 治 君
町 民 課 長	宮 崎 寧 大 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
建設課長	金子伸二君
建設課主幹	上田章裕君
上下水道課長	棟方富輝君
農林水産課長	伊藤雅紀君
商工観光課長	高橋伸君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
農業委員会 事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	山田太志君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和4年第3回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和4年第3回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国の景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとの基調判断が内閣府の月例経済報告で示されていました。

さらには、原油価格の高騰などの影響もあり、依然として私たちの暮らしに上向きが感じられない状況が続く中、この冬は北京オリンピックが開催され、日本チームの活躍がお茶の間に多くの感動と勇気をもたらしました。コロナ禍という厳しい現実の中で、冬季オリンピックとしては過去最多を更新するメダルの獲得や北海道出身選手の活躍、競技後の選手同士が互いの健闘をたたえ合う姿などに胸が熱くなったところがあります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症についてではありますが、オミクロン株により長引く第6波の道内における新規感染者の数は減少傾向に転じておりますが、依然として高止まりで推移していることなどから、国のまん延防止等重点措置の適用は今年21日までに期間が延長されました。留萌振興局管内は比較的感染が落ち着いている状況ではありますが、オミクロン株の派生株が道内でも確認されており、まだまだ気が抜けない状況は続くものと実感しているところであります。道民の皆様におかれましては、3つの密の回避や人と人との距離の確保、マスクの正しい着用、手洗いや手指消毒、一定時間ごとの換気をはじめとした基本的な感染防止行動を継続するとともに、これまで得た知識と経験を踏まえ、ご自身や大切な人の命と健康を守る行動に努めていただきますようお願いいたします。

感染拡大防止に大きな役割が期待されるワクチンの3回目接種につきましては、町民の皆様を対象とした集団接種を始めており、2月末日時点で2,095名の方が接種を終えましたほか、5歳から11歳のお子さんを対象としたワクチン接種についても実施に向け準備を進めているところであります。町といたしましては、一日も早い終息に向け引き続き道や医療機関等と連携し、町民の皆様がスムーズにかつ安心して接種できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ふるさと羽幌の新たなまちづくりの指針として一昨年から策定に取り組んでまいりました第7次羽幌町総合振興計画がいよいよ令和4年度からスタートいたします。この間町民

アンケートをはじめ様々な機会でご貴重なご意見、ご提言を賜りました。この場をお借りしましてご協力いただきました全ての皆様に厚くお礼を申し上げます。計画の実行に当たりましては、これまで取り組んできた施策の評価から見えてきた課題や時代の流れに柔軟に対応しながら事務事業を適正かつ効率的に実施し、最大限の事業効果を引き出せるよう努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様及び議員各位のご理解と引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

なお、令和4年度の各種施策につきましては、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと考えております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告1件、議案として条例案5件、令和3年度補正予算案6件、新年度各会計予算案8件、同意として監査委員の選任1件の計21件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平 山 美知子 君 4番 阿 部 和 也 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

3月7日、議会運営委員会を開催し、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、議案19件、同意1件、発議3件、都合24件、加えて一般質問6名7件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から17日までの10日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針終了後、本会議は13日まで休会とします。14日は、一般質問6名をもって終了といたします。明15日は、報告、一般議案、補正予算の審議を行い、令和4年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付

託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、令和4年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は17日まで休会とします。17日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、同意、発議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願いします。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月8日から17日までの10日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月8日から17日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和3年度11月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和 4年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 逢 坂 照 雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年12月21日

第7次羽幌町総合振興計画について

令和 4年 3月 2日

羽幌町いきいき交流センター指定管理事業について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 4年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 小 寺 光 一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 4年 2月 24日

(1) 北海道羽幌高等学校への支援について

(2) 羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 4年 3月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会
委員長 阿 部 和 也

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 3年12月10日、令和 4年 1月 6日

議会広報の編集について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年第3回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和4年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

新型コロナウイルス感染者が国内で確認され2年が経過しました。この間、世界各地で想像をはるかに超えた感染の影響を受けてきており、令和4年1月にはオミクロン株による感染者の急増により国内各地において、まん延防止等重点措置が適用され、本町においてもクラスターが発生し、不安に感じていた方も多かったことと思いますが、2月以降は感染状況も落ち着いてきており、安心して暮らせる状況にあることは、町民の皆様一人一人が感染防止対策を徹底されたことはもとより、医療関係者のご尽力により、昨年引き続き3回目のワクチン接種について、迅速かつ効率的に実施されている効果と捉えており、心からお礼を申し上げる次第であります。

今後も次々と確認される新たな変異株により感染が蔓延しないよう、引き続き感染防止対策に努めていただくとともに、町といたしましては国や北海道の動向を注視しながら、感染症の影響を受けている町内各事業者をはじめ、町民の皆様への支援に努めていかなければならないと考えているところであります。

さて、昨年を顧みますと本町の基幹産業であります農業につきましては、飲食業の時間短縮や外食自粛のあおりを受け、米価が下落してしまいましたが、昨年9月に「農林水産物集出荷貯蔵施設」が完成したことにより、今後、高品質米が安定的に出荷され、農業経営が発展していくことを期待しているところであります。

一方、漁業では、主要の「エビ」をはじめ、全体的に漁獲量が減少している傾向にありますが、近海で「ニシン」の群来が多数確認されている状況であり、かつての豊漁が再び訪れることを期待しているところであります。

観光業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、本町を訪れる旅行者は減少し、特に離島においては、その特殊条件から感染リスクを避けるため、積極的な誘客活動ができない状況が続く、皆様には大変なご苦勞をおかけしているところであります。今後におきましても方向性を見据えながら、安全対策に万全を期しつつ、離島をはじめとする観光業の振興を図ってまいりたいと考えております。

また、町の行政事業におきましては、平成30年9月に発生しました胆振東部地震によ

るブラックアウトの教訓を基に、停電時においても皆様へ水を供給できるよう、羽幌浄水場と導水ポンプ場に自家発電設備を整備したことをはじめ、災害時等において迅速かつ的確に町民の皆様へ情報伝達のできるシステム「防災 info はぼろ」を導入し運用を開始したところであり、安心・安全で住みよい環境づくりに向け前進したものと思っております。

国の令和4年度予算は、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現を図るとしており、まずは、経済をしっかりと立て直し、デフレからの脱却を成し遂げる。その上で科学技術国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図るとされたところであります。

本町におきましても、これまで不利とされてきた都市や空港からの距離が、国民の意識や生活習慣の変化などにより、新たな価値観として認識されつつあり、国の戦略が最大限生かされ、各産業において飛躍的な経済成長が図られることを期待しているところであります。

また、本町の最上位計画であります第6次羽幌町総合振興計画が令和3年度をもって満了を迎えますことから、その評価検証や町民の皆様にご協力いただきましたアンケート調査を基に、第7次羽幌町総合振興計画を策定しているところであり、その中で掲げております、本町の「産業」をはじめ、「医療・介護・福祉」「教育・文化・交流」「防災」「自然・生活環境」など各分野において充実及び振興発展を目指しながら「健全な行財政運営」を維持した町を目標に、今後の新たな社会情勢における我が町の未来を皆様と共に切り開いてまいりたいと考えておりますので、引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和4年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、産業の振興であります。

農業の振興として、農業基盤の整備や水田の有効利用をはじめ、収益性の向上等を図るための事業に対する支援のほか、安心、安全な作物の生産と鳥獣による被害防止対策の強化に努め、担い手が意欲を持って営農できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行うとともに、地域営農集団の育成を推進するなど、後継者や担い手の育成に努めてまいります。

漁業の振興として、漁業基盤の整備や漁業資源の増大を図るための事業などに対する支援のほか、漁業経営体の経営強化、トドなどによる被害防止対策の支援に努め、後継者や担い手が意欲を持って就業できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就業や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めてまいります。

林業の振興として、関係機関等との連携による計画的な間伐等の整備を推進し、良質な木材を生産するとともに、災害の発生を防止するべく森林の多面的機能の維持に努めてまいります。

また、地域材の利用促進や森を活用した体験学習等を推進するとともに、森林環境譲与税の活用による地域森林の振興に努めてまいります。

畜産業の振興として、畜産農家が安定経営できるよう畜産基盤の整備を図るための事業などに対する支援のほか、ゆとりある畜産経営に向けた対策の強化に努めるとともに、新規就農や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めてまいります。

焼尻めん羊牧場については、直営牧場として適正な維持管理に努めるとともに、酪農学園大学との連携により、効果的かつ効率的な運営が図られるよう、実りある事業の実施を進めてまいります。

商工業の振興として、商工業の振興には、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、事業継続やアフターコロナを見据えた積極的な事業展開や活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持やさらなる定住促進に努めてまいります。

観光の振興として、社会情勢や観光市場を的確に捉え、一人でも多くの方が安心して来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会をはじめとする関係事業所と広く連携しながら、地域に活力と潤いをもたらす事業を実施してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめ、各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

はぼろバラ園においては、町の財産である「バラ」を町民と共に育み、引き続き適切な管理を行いつつ、サービス向上に向け環境整備を進め、観光客や町民の皆様にも楽しめる憩いの場の提供に努めてまいります。

雇用の創出として、厳しい労働環境にある現状において、雇用促進助成制度などを活用していただき、町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が実施する事業を引き続き支援するなど、季節労働者の通年雇用の促進を図ってまいります。

2つ目に、健全な行財政運営であります。

行財政運営の健全化として、新たな行政課題や多様な町民のニーズ、必要度や緊急度を的確に捉えながら、各種事務事業の計画的・効率的な執行に努めるとともに、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保に努め、健全な行財政を目指してまいります。

また、これまで、電算共同化やし尿処理など、事業に応じて広域による取組を進めてまいりましたが、今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについて

は、積極的に推進してまいります。

地域情報化の推進・広報広聴の充実として、これまでに整備された高度無線環境の最大限の活用を推進するとともに、行政情報の効率的な発信と町民意見の聴取に努めてまいります。

3つ目に、医療体制、介護・福祉施策の充実であります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいている道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、令和2年度に天売診療所と道立羽幌病院を結ぶ遠隔医療機器を整備し、令和3年度に焼尻診療所にも整備することとしておりましたが、コロナ禍における半導体不足により必要機材が調達できず令和4年度に持ち越しております。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和4年度も、健診受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診などを無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげ、糖尿病性腎症重症化予防にも医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。

また、聴覚障がい早期発見と早期療育を目的に、新生児を対象とする聴覚スクリーニング検査を受けた保護者に対し、検査費用の助成に取り組んでおりますが、この事業につきましても継続してまいります。

子育て支援・独り親家庭福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・保育施設に対する施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

町内保育士等の人材確保と充実を図るため、令和2年度より対象を拡大し、私立幼稚園を含め、町内の保育施設等で勤務しようとする学生に対する修学資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図られるよう、子育て支援センターを中心に親子の交流事業や育児相談等を継続し、地域における子育ての環境づくりに努めてまいります。

独り親家庭福祉の充実については、少子化や若年層の流出対策と定住促進を目的にシングルペアレントを受け入れております。令和4年度についてもPRに力を入れながら引き続き関係企業等や町民の理解、協力により、労働力の確保や新たなパートナーとの出会いにも期待し、取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実として、高齢者の方々が、少しでも長く自分たちが望むライフスタイルで暮らしていけるよう、運動の習慣づけや通院、買物などの外出機会の創出や閉じ籠もりの増加抑制などを目的に、令和元年度から高齢者に対してハイヤー乗車券を交付しております。令和4年度につきましては、一回の乗車で利用できる枚数の見直しを行い、引き続き高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

令和3年度からスタートした運動教室を継続して開催し、介護予防にさらに取り組むこととしております。

また、令和3年度からの「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、当町が75歳以上の後期高齢人口のピークを迎える令和7年度を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進めてまいります。町内では慢性的な人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

成年後見実施機関の委託先である羽幌町社会福祉協議会とともに、より利用しやすい成年後見制度体制整備を目的とした中核機関を設置し、地域との連携を図りながら権利擁護体制整備を促進してまいります。市民後見人養成講座修了者につきましては、研修等を継続し、知識習得や意欲を維持していける機会を確保するとともに、次代の担い手育成に取り組んでまいります。

さらには、地域包括支援センターの機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実として、「第6期はばろ障がい福祉計画」に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進等、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

社会保障の充実として、国民健康保険事業は、「北海道国民健康保険運営方針」が改定され、国民健康保険制度のさらなる推進、道内の保険税統一化に向け、北海道と連携しながら事業運営に努めてまいります。また、資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収など町の役割を適切に担ってまいります。

後期高齢者医療は、10月から医療費窓口負担割合の見直しをはじめ、制度の変革が今

後も見込まれる情勢にあることから、広域連合及び北海道からの情報を的確に把握しつつ、関係機関と連携を図りながら適切な事業運営に努めてまいります。

4つ目に、地域交流の推進であります。

地域交流の推進として、関係自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際交流の推進として、国際交流事業を支援し、視野の広い人材の育成に努めてまいります。

5つ目に、防災の充実であります。

防災体制の充実として、近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、非常事態に備えた防災対策を講じるため、引き続き避難所等の開設に必要な備品や食料備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練や避難所設営訓練などを通し、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へより早く確実に防災情報をお知らせするため、携帯電話通信網を活用した防災情報伝達システム「防災 info はぼろ」を整備し、運用を開始したところであります。引き続き当該システム登録者数の増加を図るとともに他システムとの連携により、適切な防災情報等の発信・運用を行い、防災力の強化・充実に努めてまいります。

6つ目に、自然環境保全・土地利用の推進であります。

自然環境の保全として、本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発活動に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

海鳥の保護対策については、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取組を進めてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台及び字上築の各一部を継続調査し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

自然エネルギーの推進として、離島地区においては、貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に優しい再生可能エネルギー発電設備や電気自動車などの導入を推進してまいります。

羽幌地区におきましては、民間事業者による小形風力発電設備の建設が進められ、バードストライクが確認されるとともに地域住民の不安が広がっておりますので、条例に基づき、適正な設置及び運転を推進してまいります。

7つ目に、生活環境の充実であります。

住環境の充実として、町営住宅については、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づ

き、建て替え整備や適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理体制を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体に対する補助制度等を継続し、「羽幌町空家等対策計画」の推進に努めてまいります。

生活環境の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及び減量化に取り組むほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取組を継続してまいります。

また、小・中学生や高校生をはじめとする地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動の実施など、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立超過については、新たに整備した最終処分場への搬入など、適正化に向けた取組を継続するほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

都市公園や児童遊園地については、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

交通体系の充実として、住民生活に重要な役割を担っている路線バスや循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

離島航路については、利便性の向上が図られるよう、今後も関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。

町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国及び関係機関との協議を重ねるほか、国直轄事業による整備を継続し、離島との交流拠点としての機能や漁港の役割を併せ持つ港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

防犯対策の充実として、防犯対策については、関係機関と連携を図るとともに、防犯灯の適正管理を継続し、犯罪のない明るい住みよいまちづくりを目指してまいります。

上水道の適正維持として、より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、更新等を計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努

めてまいります。

簡易水道の適正維持として、上水道と同様に、より安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行いつつ、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の適正維持として、下水を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器については、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、豪雨等による浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

以上、令和4年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げました。本年度は、第7次羽幌町総合振興計画の初年度になりますが、これまで述べました大きく7つの項目を軸に充実及び振興発展を目指し、初心を忘れず、誠実、透明で公正、公平な信頼の高い町政運営に努めてまいります。

引き続き、町民の皆様及び議員各位のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） これで町政執行方針を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎教育行政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 令和4年第3回羽幌町議会定例会が開催されるに当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応が続き、社会全体が大きな影響を受ける中であって、本町の教育活動に際し、町民の皆さんにご理解とご協力をいただいておりますことに対し、改めて感謝申し上げる次第であります。

教育は、未来のための人材を育成し、先人がつくり上げてきた地域社会を将来にわたって持続・発展していくための基盤となるもので、その重要性はより一層増していくものと考えております。このため、子供たちの生きる力を育みつつ、生涯を通じた学びのための

学習機会の提供と環境整備による「心豊かな充実した暮らし」を目指すため、「学校教育」「社会教育」の2本の柱により教育行政を推進しているところであります。

「学校教育」では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた「学校における新しい生活様式」を実践しながら、誰もが安心できる教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障しております。子供たちが社会を生き抜く力の基礎として、基礎学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、教育活動のための持続可能な体制整備を行うほか、本年度から学校給食費の公会計化を図るなど教職員の職務環境の改善に引き続き努めてまいります。

「社会教育」では、生涯教育に対する町民のニーズが多様化している中において、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら様々な学習機会を提供しております。これまでの学習や活動を通じて身につけた知識・技能・経験を地域活動に生かすなど人生100年時代を見据えた生涯学習の推進に努めるほか、社会的つながりの重要性に鑑み、地域におけるコミュニケーションを豊かにする社会性を育む機会の提供に努めてまいります。

令和4年度におきましても、幼児期から高齢期までの各世代において、豊かな人生を実現するため、学校教育・社会教育のさらなる充実に向け、町の資源を有効に活用しつつ、町長部局と連携を図りながら各分野の施策に取り組んでまいります。

以下、主要施策及び主な取組内容等について申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

1、教育を推進するための条件整備であります。児童・生徒の発達段階に応じた学習環境の充実を図るため、学力や運動能力の向上に係る必要な教材整備や学習活動の推進など、学校現場に視点を置いた取組に引き続き努めてまいります。

また、小学校で学習する社会科「地域学習」の補助教材として使用する副読本の更新を行います。

2、教育環境の整備であります。学校は、児童・生徒の学習の場であると同時に、地域住民にも利用されている施設であり、常に良好な環境を保つ必要がありますことから、引き続き適正な維持管理に努めるほか、焼尻小中学校の耐震化を図るため、必要な調査を実施してまいります。

教職員住宅につきましては、施設の現状や教職員の推移等を勘案しながら、計画的な改修等を進めてまいります。

また、老朽化したスクールバスの更新を行います。

3、地域とともにある学校づくりであります。学校教育の充実を図るには、学校が地域の中でその役割を果たし、地域と共に発展していくことが重要です。このため、「どのような子ども達を育てるのか」といった目標やビジョンを保護者や地域と共有し、積極的な情報提供と地域の声を学校運営に生かしながら、学校と地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指してまいります。

4、教育の質を高められる環境づくりであります。教職員の資質向上については、校内研修をはじめ、これまでの教育実践の蓄積を踏まえ、専門的知識や指導力向上に向けた

各種研修会への積極的な参加を促すほか、研究事業等の実施に努めてまいります。

また、校務支援システムの有効活用など教職員の働き方を改善し、本来業務に費やすことのできる時間を増やすなど、健康で生きがいとやりがいを持って勤務できる環境づくりに努めてまいります。

5、心身ともに健全な人間性と社会性を育む環境づくりであります。児童・生徒が心身ともに健全な人間性と社会性を育むためには、規則正しい生活習慣の育成と問題行動を未然に防止することが重要であり、引き続き各家庭と連携し、早寝・早起きの推進などに取り組んでまいります。

また、児童・生徒の問題行動については、いじめなどのほかインターネットによるトラブルが複雑化の傾向にあり、適切な対応が求められています。今後も、児童・生徒の小さな変化を見逃すことなく、関係機関が連携した取組に努めてまいります。

6、高等学校教育の振興であります。天売高等学校は、進学・就職に備えた修学形態の下、地域に根差した特色ある教育を実践しており、地域コミュニティの維持にも欠かすことのできない存在となっております。このため、学校存続及び地域活性化に向け、引き続き島外からの入学生確保のための募集活動を行い、学校、地域、行政が一体となった魅力ある教育活動と島外生徒の受入れに取り組んでまいります。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日頃から地域の期待に応える学校づくりが推進されています。今後も魅力ある学校づくりに対して、資格取得、部活動、学力向上等に係る支援を実施し、地元高校への志向が高まるよう努めてまいります。

7、学校給食の充実であります。学校給食は、児童・生徒の健全な成長に必要な栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など、多くの要素が含まれることから、食育の教育として指導に努めてまいります。施設の運営管理につきましては、衛生面や調理作業の効率化等に配慮した施設や調理機器の更新等を行い、安心、安全な学校給食の提供に努めます。

また、学校給食費については、透明性の確保や給食の安定的な実施等を図るため、公会計化いたします。

次に、社会教育について申し上げます。

1、幼児・少年教育であります。様々な経験からたくさんのもを吸収し、自主性や社会性を身につける大事な時期である少年期においては、地域全体で子供たちを育ていく体制づくりが重要であり、関係機関と連携を図りながら、子供たちの様々な体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長し、豊かな情操と社会生活上でのルールなどを学習する機会の充実を図ってまいります。

また、子供自然教室などの事業を通して、自身が暮らす地域の現状を知る機会をつくり、ふるさとを愛する心を育む活動を推進します。

2、成人教育であります、学びと喜びを目的とした講座の開設や、各種サークル活動への支援を行うことで活力のある毎日が送れるよう、多くの学習機会の提供に努めてまいります。

また、60歳以上の方を対象とした「いちい大学」では、「生きがいくくり」「健康づくり」「仲間づくり」を基本理念に、自主性を持って取り組む機会を提供し、充実した生活を見いだすための支援を行ってまいります。

3、家庭教育であります、家庭教育は、基本的な生活習慣や社会的なルール、さらには学習に対する意欲や態度などの基礎を培う重要な役割を担っている教育の原点であります。

家庭の教育力向上には、親が子供の教育を行うための知識・技能と態度について学ぶことが必要であり、併せて、親と子供の成長を社会全体で支えることも重要でありますので、そのための学習機会や情報提供を行ってまいります。

4、健康づくり、スポーツ活動であります、生涯スポーツは、体力向上や生活習慣病の予防など、心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものであります。

今後においても、誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、参加できる環境の充実を図ってまいります。

施設面では、総合体育館の大規模改修工事を継続するほか、陸上競技場の改修工事に取りかかります。

5、文化活動であります、芸術文化は、実践する側と鑑賞する側の双方それぞれに喜びや感動をもたらし、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて大きな意義があります。このため、文化・芸術活動を広く奨励するための取組が必要であり、町民芸術祭等の開催による発表や鑑賞の機会の提供を行ってまいります。

施設面においては、中央公民館（旧館）の建て替えに係る基本設計業務に取りかかります。

6、読書活動であります、情報通信メディアの発達・普及により読書環境は大きく変化しておりますが、子供たちが健やかに育つ上で読書の果たす役割は大きく、言葉を学び、知識を高め、想像力を豊かにし、教養を身につけていく上で欠くことのできないものであります。

このようなことから、年齢に応じた事業を展開し、幼児期から本を楽しむ環境づくりが必要であり、ブックスタート、セカンドブックプレゼント、おはなし会やブックフェスティバルの開催、さらには各学校図書館との連携を図りながら、読書活動を推進してまいります。

また、生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し身近で利用しやすい図書サービスを目指してまいります。

以上、令和4年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。その執行に当たりましては、議員各位をはじめ、学校教育、社会教育、各関係機関、団体等と密接な連携を図り

ながら、教育の振興発展に努めてまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで教育行政執行方針を終わります。

◎休会の議決

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お諮りします。議事の都合上、3月9日から3月13日までの5日間は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、3月9日から3月13日までの5日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は、3月14日午前10時から会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 本日はこれで散会します。

（午前11時26分）